

第三章 重大事故等対処設備	第四十三条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。				
		一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。	(d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。
		二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。	(d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。
		三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。
		四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。	×	—	—	同上
		五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。	×	—	—	同上
		六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上 検討中
	第二十一条 常設重大事故防止設備	重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。				
		一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。	(d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。
		二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。
		三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上

第三章 重大事故等対処設備	第四十三条 重大事故等対処設備	3	可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。				
			一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。	○ (d)	X	X	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請X理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。
			二 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	X	—	—	(適用X理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。
			三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。	X	—	—	同上
			四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	X	—	—	同上
			五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	X	—	—	同上
			六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	X	—	—	同上
			七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	X	—	—	同上

検討中

第三章 重大事故等対処施設	用第 四子 子炉を未 臨界にす るための設 備	1	発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。	(d)	×	×	(適用○理由) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(d)及びホ、(4)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	圧 第 四 十 五 条 用 原 子 子炉を冷 却材圧力バ ウ ン ダ リ 高	1	発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。	(d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(e)及びホ、(3)(ii)b、(a)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	ウ 第 四 十 六 条 を減 原 子 子炉冷 却材圧力バ ウ ン ダ リ バ	1	発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備を設けなければならない。	(d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(f)及びホ、(3)(ii)b、(b)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—

検討中

第三章 重大事故等対処施設	第四十 七条 に発電用 原子炉を冷 却するため の設備 圧力バウン ダリ低	1	—	発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備がある場合において原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(g)及びホ、(3)(ii)b、(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四八 八条 へ熱を輸 送するため の設備 最終ヒートシン	1	—	発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備がある場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 検討中 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(h)及びホ、(4)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四九 九条 内の冷 却等の原 子炉の設 備格納容 器	1	—	発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備がある場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(f)及びリ、(3)(ii)aに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	2	—	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	—	

第五条 ための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止する	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。	<input type="radio"/> (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉) 申請×理由 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(j)及びリ、(3)(ii)b、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	
	2	発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすため必要な設備を設けなければならない。	<input type="radio"/> (d)	×	×	同上	
	3	前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。	<input type="radio"/> (d)	×	×	同上	
第三章 重大事故等対処施設 第五十二条 原子炉格納容器下部	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するるために必要な設備を設けなければならない。	<input type="radio"/> (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉) 申請×理由 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(k)及びリ、(3)(ii)c、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	検討中
	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。	<input type="radio"/> (d)	×	×	(適用○理由) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉) 申請×理由 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(1)及びリ、(3)(ii)d、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	

第三章 重大事故等対処施設	第五十三条 水素爆発による原子炉の損傷を防止するための設備	1		発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号口、(3)(i)b、(m)及びリ、(4)(iv)aに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	
	第五十四条 冷却等のための使用済燃料貯蔵槽	1		発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号口、(3)(i)b、(n)及びリ、(3)(ii)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	
	第五十五条 物質の拡散を抑制する工場等外への放射性物質	2		発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量的水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	
	第五十六条 なる水源及び重大事故等に対処するための供給設備等時に必要と	1		発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	
	1		発電用原子炉施設には、次に掲げところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (4号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号口、(3)(i)b、(p)及びリ、(3)(ii)fに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。 (3号炉申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号口、(3)(i)b、(p)及びリ、(3)(ii)fに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。		

検討中

		二	その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとすること。	(d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (4号炉 申請△理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(p)及びリ、(3)(ii)f、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。 (3号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(p)及びリ、(3)(ii)f、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	検討中	
	2	—	発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。	(d)	×	×	同上		

	第五十七条 電源設備	1	発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる電源設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉)申請×理由 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(q)及びヌ、(2)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	
		2	発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	検討中
第三章 重大事故等対処施設	第五十八条 計装設備	1	発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる計装設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉)申請×理由 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(r)及びヘ、(I)(ii)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	
		制御第五十九条 室内にとどまるための運転員が原子炉	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。	○ (c)	×	×	(適用○理由) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備設計に対する要求であり、燃料集合体の設計を入力条件として設備設計の内居住性に係る被ばく評価を行う条文であるため適用対象。 (3、4号炉)申請×理由 高燃焼度燃料の使用に伴い変更となる被ばく評価の結果、現設備設計において要求事項を満足しており、本文五号ヘ、(5) (v)、本文五号チ、(I) (iii)a. 及び本文五号チ、(I) (iv)a. に記載する設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	
第六十条 監視測定設備	1	発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 監視設備に対する要求であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。		
	2	発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。	×	—	—	同上	検討中	

		第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。					
第三章 重大事故等対処施設	第六十一条 緊急時対策所	一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。	○ (c)	×	×	(適用○理由) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまるための設備設計に対する要求であり、燃料集合体の設計を入力条件として設備設計の内居住性に係る被ばく評価を行う条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 高燃焼度燃料の使用に伴い変更となる被ばく評価の結果、現設備設計において要求事項を満足しており、本文五号チ.(1)(iii)b.、本文五号チ.(1)(iv)b.及び本文五号ヌ.(3)(vi)に記載する設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
		二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備の設置に関する条文であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
		三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備の設置に関する条文であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
		2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な数の要員の収容に関する条文であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
	行第六十二条 うたため に必要な 通信連絡を 設備を	1 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—

検討中

以上